

## 補助金の明細について

### 1 海南山林

平成16年度流域公益保全林整備事業(除間伐)H16.10.10～H17.3.22

35. 44HA 事業費 5,403,340 円 補助金 3,874,290 円

### 2 海南山林

平成16年度(繰越)流域公益保全林整備事業(機能増進保育)H17.4.2～H17.6.6

14. 49HA 事業費 2,431,840 円 補助金 1,909,190 円

### 3 上那賀山林

平成17年度流域公益保全林整備事業(機能増進保育)H17.10.24～H18.3.24

47. 13HA 事業費 10,065,173 円 補助金 6,217,380 円

### 4 土佐山田山林

平成16年度流域循環育成単層林保育事業

6. 64HA 事業費 補助金 532,724 円

### 5 土佐山田山林

平成16年度流域循環育成単層林保育事業

11. 50HA 事業費 979,077 円 補助金 869,622 円

### 6 土佐山田山林

平成16年度流域循環育成単層林保育事業

2. 26HA 事業費 259,167 円 補助金 203,736 円

以上で、計13,606,942円となります。203,736円がダブって  
計算していました。土佐山田の分は、契約書と精算書がありませんので  
期間等は不明です。



# 流域総合間伐実施事業委託契約書

委託者 佐川林業(株) と受託者 南国国見森林組合 とは、間伐事業を実施するため、次の通り契約を締結する。

- 1. 事業名 間伐実施事業
- 2. 事業地 土佐山田町西又信ヶ溪1050-2 外13
- 3. 面積 49.17 ha
- 4. 事業期間 平成 8 年 10 月 1 日～平成 9 年 1 月 31 日
- 5. 事業費 別紙見積書の通り
- 6. 精算報告 受託者は事業終了後、委託者の確認を得、速やかに受託事業清算書を委託者に提出しなければならない。
- 7. 補 則 この契約に定めるものの外、必要な事項については、双方協議の上定めるものとする。

上記契約の証として、本書 2 通を作成し、双方各 1 通を保有する。

平成 8 年 10 月 1 日

住所 京都市南区上鳥羽角田町68番地  
 委託者 佐川林業株式会社  
 氏名 代表取締役 栗和田 栄一



住所 香美郡土佐山田町平山1550-2  
 受託者 南国国見森林組合  
 氏名 組合長理事






# 流域総合間伐実施事業委託契約書


委託者 佐川林業(株) と受託者 南国国見森林組合 とは、間伐事業を実施するため、次の通り契約を締結する。

- 1. 事業名 間伐実施事業
- 2. 事業地 土佐山田町西又信ヶ溪1050-2 外13
- 3. 面積 49.17 ha
- 4. 事業期間 平成 8 年 10 月 1 日～平成 9 年 1 月 31 日
- 5. 事業費 別紙見積書の通り
- 6. 精算報告 受託者は事業終了後、委託者の確認を得、速やかに受託事業清算書を委託者に提出しなければならない。
- 7. 補 則 この契約に定めるものの外、必要な事項については、双方協議の上定めるものとする。

上記契約の証として、本書 2 通を作成し、双方各 1 通を保有する。

平成 8 年 10 月 1 日

住所 京都市南区上鳥羽角田町68番地  
 委託者 佐川林業株式会社   
 氏名 代表取締役 栗紅田 榮一

住所 香美郡土佐山田町平山1550-2  
 受託者 南国国見森林組合   
 氏名 組合長理事

# 見 積 書

平成 8 年 11 月 日

佐川 林業(株) 殿

香美郡土佐山田町平山 1 5  
南国国見森林組合  
組合長理事



事業名	流域総合間伐実施事業					4林班
事業地	土佐山田町西又西久保好 8/16 外 10					
面積	27.65 HA	間伐率	20%以上			
不良伐倒木の搬出、集材の有無	有り <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">無し</span>					
区分	数量	単位	単価	金額	備考	
間伐費	270	人	11,000	2,970,000		
諸経費	労災、社会保険、測量、現場管理指導等			415,800		14%
小計				3,385,800		
手数料	組合事務手数料			169,280	5%	
消費税	手数料にかかる消費税			5,078	3%	
計				3,560,168		
森林災害保険料				-		
合計				3,560,168	128,758円/HA	
仕様等	林内に光が入る程度に間伐し、伐倒木の掛り木をつくらぬ 不良木、暴れ木等を主体に伐採する					

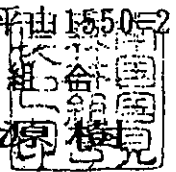
平成 8 年 11 月 28 日

佐川林業(株) 様

高知県香美郡土佐山田町平由 1550-2

南国国見森林組合

組合長理事 溝淵源樹



造林事業費請求書

事業地	事業名	面積	事業費
高知県香美郡土佐山田町 信ヶ塚 1050-2 外 2	間伐	21.52 HA	2,733,058

上記の件につきましては、下記の通りに請求申し上げますので、期日に遅れないようにお支払い下さい。

11 月分請求金額 2,733,058 円也

払込期日 12 月 25 日 (水)

※振込の場合の領収書は金融機関発行の受取書とさせていただきます。

取引金融機関 高知銀行大杉支店 (普) 0071254  
 南国市農協国府支所 (普) 3205303  
 土佐れいほく農協天坪支所 (普) 0150709



# 森林整備事業受益者負担に関する契約書

土地所有者 佐川林業㈱ (以下「甲」という。)と事業実施者 那賀町長 日下 正隆 (以下「乙」という。)とは、森林整備事業を行うため、下記のとおり条項を約定して契約を締結する。

## (事業内容)

- 第1条 乙が実施する事業内容は、次のとおりとする。
- (1) 事業名 平成17年度 森林環境保全整備事業 (流域公益保全林整備事業)
  - (2) 事業種別 機能増進保育(抜き伐り)
  - (3) 事業の期間 着手予定 平成 17 年 10 月 24 日  
完了予定 平成 18 年 3 月 24 日
  - (4) 事業の仕様 別添のとおり

## (分担金)

- 第2条 1 甲は、前条の事業に要する経費の一部に充てるため、乙の請求に基づき、分担金を負担するものとする。
- 2 前条の分担金は乙の指定する期限までに納付する。
  - 3 前条の分担金は補助金が確定したときに乙が精算する。

## (転用の規制)

- 第3条 1 当該事業地の造林完了の翌年度から起算して5年以内は、原則として林地以外に転用しないものとする。ただし、やむを得ない事情で林地以外に転用する場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。
- 2 甲は、乙の承認のうえで林地以外に転用する場合には、乙から請求する造林費の範囲内の額を支払うものとする。

## (事業完了の通知)

- 第4条 乙は、造林事業が完了した場合は、甲に通知するものとする。

## (管理)

- 第5条 甲は、事業完了後乙より引き渡しのあった事業地は注意をもって管理し、成林に努めるものとする。

## (補則)

- 第6条 この契約に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 17 年 10 月 24 日

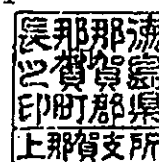
「甲」 住所 京都市南区上鳥羽角田町68番地

氏名 佐川林業㈱ 代表取締役 田中 恵二



「乙」 住所 徳島県那賀郡那賀町和食郷104番地1

氏名 那賀町長 日下 正隆



〒 601-8104

平成18年5月11日

京都市 南区上鳥羽角田町68番地  
 佐川林業株式会社

木頭森林組合 代表理事組合長 榎野 千秋

下記の事業について、次のとおり経費精算しました。

事業名：平成17年度 流域公益保全林整備事業

機能増進保育 抜き伐り

（那賀町）

申請番号	事業箇所	面積 (ha)	収 入			支 出								差引精算額
			負担金 (森林団営保険含む)	補助金相当額	計	事業費支払額	労災	諸経費 9% 近似	消費税 消費税率 ※1	調査事務委託料	消費税 消費税率 ※2	森林団営保 険	計	
65	大ヶ谷 六丁日浦 1	47.13	3,847,793	6,217,380	10,065,173	7,259,000	428,281	650,016	416,865	999,156	49,958	261,897	10,065,173	
合 計		47.13	3,847,793	6,217,380	10,065,173	7,259,000	428,281	650,016	416,865	999,156	49,958	261,897	10,065,173	

※1： 總事業費に対する消費税  
 ※2： 調査事務委託料に対する消費税

# 造林事業委託契約書

委託者 佐川林業株式会社（以下甲という。）と受託者 海部森林組合  
代表理事組合長 三浦 茂則（以下乙という。）とは、第1条に定める造林事業  
を行なうため、次の通り契約を締結する。

## （事業内容）

第1条 甲が乙に委託する事業の内容は、次の通りとする。

- (1) 事業名 平成16年度 流域公益保全林整備事業（除間伐）
- (2) 事業地 海部郡海南町 平井 字川又198-1 外
- (3) 事業面積 35.44 ha
- (4) 事業期間 着手予定 平成16年10月10日  
完了予定 平成17年 3月22日
- (5) 仕様 別紙仕様書の通り

## （事業の実行）

第2条 乙は、前条に定めるところにより、期限までに誠意をもって事業  
を行なうものとする。

2. 甲は、乙に対し委託事業の見積書を請求することができるものとする。

## （事業実行報告）

第3条 乙は、事業の実行状況を甲へ報告し、甲は自らその状況を調査  
することができる。

## （精算報告）

第4条 乙は、事業終了後竣工について甲の確認を得、速やかに受託事業  
精算書を甲に提出しなければならない。

## （委託費の支払）

第5条 甲は、乙に対して委託費（第4条の精算額とする。）を乙の請求  
後速やかに支払わなければならない。

## （委託費の概算払）

第6条 乙は、甲に対し事業状況により精算払の請求ができるものとする。

## （事後処理）

第7条 この事業に関し乙の責任に属しない事由（林地外転用等）により、  
この事業地に係る補助金相当額の返還を乙が命ぜられたときは、  
返還すべき補助金相当額の金額は、甲が負担するものとする。

## （森林保険料）

第8条 甲は、この事業地を対象とした森林保険に加入契約を行なう場合  
にあっては、当該契約に係る手続きを乙が行なうことを承諾する  
ものとする。

## （補則）

第9条 この契約に定めるもののほか必要な事項について、甲乙協議の上  
定めるものとする。

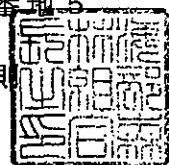
上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 京都市上鳥羽角田町68  
佐川林業株式会社  
氏 名 代表取締役 田中 恵二

印

乙 住 所 徳島県海部郡海南町吉野字小松9番地5  
名 称 海部森林組合  
代 表 者 代表理事組合長 三浦 茂則





# 見 積 書

事業名		平成16年度 流域公益保全林整備事業(除間伐)					
事業箇所		海南町平井字川又198-1外			施行面積	35.44 ha	
区分		品質規格	数量	単位	単価	金額	備考
直 接 費	資 材 代	苗					
		木					
		代					
	小 計						0
	運 搬 費						
	勞 務 費	地 拵	費		人		0
			植付費		人		0
		仮 植	費		人		0
			運搬費		人		0
		施 肥	費		人		
			細 計				
下 刈		費		人	14,000	0	
		枝打費		人			
除間伐費			284	人	14,000	3,976,000	
小 計			284	人		3,976,000	
労災保険料						303,884	
計						4,279,884	
諸 経 費		直接費の25%以内				1,069,966	
消 費 税						53,490	
合 計						5,403,340	
補助金相当額						3,874,290	
森林国営保険料						194,733	
負 担 金						1,723,783	

2016年度